

令和7年11月請求（10月検針）分から

水道料金と農業集落排水処理施設使用料金を改定します。

【料金改定の背景】

① エネルギーコストの上昇や資材価格等への対応

人口減少に伴う収益の減少やエネルギーコスト・資材単価などの高騰により、経費を賄うための料金収入が減少しています。

② 施設の老朽化に伴う維持更新費用の増加

高度経済成長期に整備された上下水道施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持更新が必要なこと、また、耐震化などの災害対策を進める必要があります。

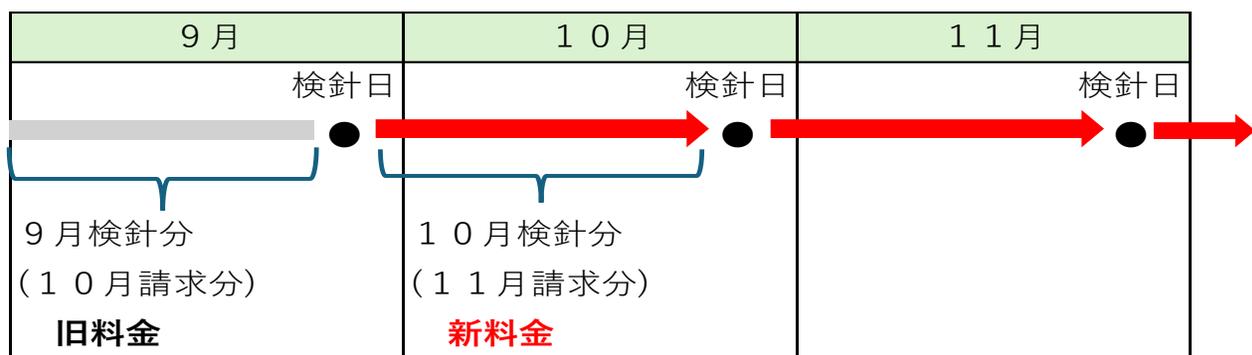
③ 事業の持続可能性を確保するための適正な料金設定

本村の上下水道は、令和6年4月1日より地方公営企業法に基づき、村が経営する「地方公営企業」に移行しており、原則として税金ではなく上下水道料金で賄う「独立採算制」により経営を行っており、安定的な経営に向けた料金を設定する必要があるため、令和7年度及び令和10年度と段階的に値上げを行います。

【新料金の適用時期】

令和7年11月請求分から

9月の検針後から10月検針時までには使用した分より対象となります。



【料金改定の内容】

- ① 基本水量が「10m³」から「7m³」となります。
- ② 超過料金および水道メーター使用料が下表のとおりとなります。

・水道料金

現行料金（税抜）

用途	基本使用料 0～10m ³	超過料金 1m ³ につき	メーター使用料	
			口径	金額
一般	1,000円	100円	13mm	120円
			20mm	240円
			25mm	300円
			30mm	760円
			40mm	900円
			50mm	1,060円
			75mm	1,500円
指定事業所	2,000円	200円	同上	

改定料金（税抜）

用途	基本使用料 0～7m ³	超過料金 1m ³ につき	メーター使用料	
			口径	金額
一般	1,000円	150円	13mm	160円
			20mm	325円
			25mm	390円
			30mm	720円
			40mm	825円
			50mm	1,435円
			75mm	1,865円
指定事業所	料金の改定なし		同上	

・農業集落排水処理施設使用料金

現行料金（税抜）

用途	基本使用料 0～10m ³	超過料金 1m ³ につき
一般	1,000円	100円
指定事業所	基準算定人員 5人毎に 1,000円	基準算定人員 5人毎に 150円

改定料金（税抜）

用途	基本使用料 0～7m ³	超過料金 1m ³ につき
一般	1,000円	150円
指定事業所	基準算定人員 5人毎に 1,000円	基準算定人員 5人毎に 175円

【改定後の水道料金】

本村で最も多い「メーター口径 13mm」の世帯の場合

・現行料金

【税込み額】

使用水量	10m ³ /月	15m ³ /月	20m ³ /月	30m ³ /月	40m ³ /月	50m ³ /月
水道料金	1,230円	1,780円	2,330円	3,430円	4,530円	5,630円
農業集落排水 処理施設使用 料金	1,100円	1,650円	2,200円	3,300円	4,400円	5,500円

・改定料金

【税込み額】

使用水量	7m ³ /月	15m ³ /月	20m ³ /月	30m ³ /月	40m ³ /月	50m ³ /月
水道料金	1,270円	2,590円	3,420円	5,070円	6,720円	8,370円
農業集落排水 処理施設使用 料金	1,100円	2,420円	3,240円	4,890円	6,540円	8,190円

※水道料金は「基本料金+超過料金+メーター使用料」の合計に消費税を乗じた金額、農業集落排水処理施設使用料金は「基本料金+超過料金」の合計に消費税を乗じた金額。